解散公告（第二回）

当財団は、平成二十三年十二月三十一日存続期間の満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月五日

名古屋市中区錦三丁目六番二九号

財団法人三興貿易財団

代表清算人　小山　泰申

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年十一月八日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月五日

兵庫県三木市上の丸町一〇番三〇号　三木市まちづくり部美しいまちづくり課内

三木市平田土地区画整理組合

清算人代表　永尾　雅信

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年十一月十五日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。土地区画整理法第四十七条の二第四項の規定により公告します。

平成二十四年一月五日

宮城県角田市角田字大坊四一番地

角田市町尻土地区画整理組合

清算人代表　加藤　勇

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月五日

横浜市保土ケ谷区川辺町二番地の九

財団法人横浜市防火協会

代表清算人　小澤　茂

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年一月五日

愛媛県八幡浜市産業通二四六番地一

医療法人和田医院

清算人　和田　功

配当公告

名古屋市中村区大秋町四丁目六番地のニＳＫＹＡＡｏｙａｍａ一〇二号、開始決定時の住所愛知県海部郡蟹江町源氏一丁目六九番地

破産者　杉浦　芳行

右の者に対する名古屋地方裁判所平成十九年（フ）第二六五六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二四六、二〇八、三九二円

（内優先的破産債権額

金一二、三二八、八七七円）

一、配当することのできる金額

金二〇、六八四、六九五円

（内優先的破産債権額

金一二、三二八、八七七円）

平成二十四年一月五日

名古屋市東区東桜一丁目一〇番二九号パークサイドビル栄五階

破産管財人　髙木　道久

配当公告

三重県亀山市栄町一五〇六番地の二九

破産者　株式会社オリーブ

右の者に対する津地方裁判所平成二十三年（フ）第一五七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一三九、一九六、三三七円

一、配当することのできる金額

金一二、三七五、五八〇円

平成二十四年一月五日

事務所三重県津市羽所町七〇〇番地アスト津八階

破産管財人　伊賀　恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市竜台三〇八番地、最後の住所千葉県成田市押畑八九六番地　成田病院

被相続人　亡　長田　一夫

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月五日

事務所千葉市中央区中央四丁目一〇番一六号　ワイ・アンド・ワイビル七階　さくら綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹村　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都福生市大字熊川一六三二番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三好　忠義

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階八王子総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉北区日明三丁目二番、最後の住所北九州市小倉北区日明三丁目二番四〇―三〇三号　被相続人　亡　首藤不二夫

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月五日

東京都世田谷区成城一丁目二五番一七号

相続財産管理人　弁護士　円城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区田園調布二丁目一九番地九、最後の住所東京都大田区田園調布二丁目一九番八号　被相続人　亡　渡邊　文子

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月五日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高橋　元弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区細江町気賀七九番地、最後の住所東京都日野市三沢一丁目三八番地の五コーポ吉原二〇三号

被相続人　亡　細田　稔

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月五日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市下九沢一二一六番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　北島　光雄

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月五日

神奈川県相模原市南区上鶴間五―九―一五

相続財産管理人　司法書士　植木　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市若松町字宮前二三番地四七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　鎌谷　靜子

右被相続人の相続人があることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月五日

愛知県岡崎市明大寺町字奈良井三番地三

中根常彦法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平林　奈純